

(FC4) 水工学委員会規則

昭和45年9月22日	制 定
平成2年3月22日	一部改正
平成9年7月28日	〃
平成16年3月16日	改 正
平成18年3月8日	一部改正
平成18年5月9日	〃
平成23年11月18日	〃
平成29年9月22日	〃

(目的)

第1条 水工学委員会（以下「委員会」という）は、土木学会の基本方針にしたがい、水工学ならびにこれに関連する問題の研究、調査およびこれの推進をはかることを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水工学ならびにこれに関連する問題の研究、調査
- (2) 講演会、講習会、研修会、見学会等の開催
- (3) 水工学に係る国内および国外の学協会関係機関との研究連絡
- (4) 水工学に関する刊行物発刊の企画編集等
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする

- (1) 委員会は、委員50名以内を以て構成する。
- (2) 委員会に委員長1名、幹事長1名、論文集編集幹事長1名および幹事を置く。なお、必要あるときは副委員長1名を置くことができる。
- (3) 委員長、副委員長、幹事長および論文集編集幹事長が執行部を構成する。執行部は、水工学委員会における決定の執行に責任をもつ。
- (4) 委員会は事業を遂行するために必要あるときは、小委員会および部会を設け特定の事項について研究、調査等を行うことができる。
- (5) 幹事長、論文集編集幹事長、部会長および幹事は、幹事会を構成する。幹事会は、委員長を補佐し、委員会の事務を処理する。

(委員の任期および選出)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とする。
- (2) 委員会の運営上必要と認められるときは、任期満了委員を再任することができる。
- (3) 任期半ばで委員が交代するときは、後任委員の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (4) 委員の選出は、細則による。
- (5) 委員長は前任の委員任期中の最終の水工学委員会において、委員の投票により選出する。なお、選挙は委員長選挙細則に基づいて行う。
- (6) 副委員長を置く場合には、委員長の指名による。
- (7) 幹事長および論文集編集幹事長は、委員長の指名による。

(委員会の運営)

第5条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 委員会は、原則として年2回開催する。

(2) 事業計画および予算

委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い『事業計画および予算』を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。

(3) 事業報告

委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。

(4) 成果の報告

委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（昭和45年9月22日） この内規は、昭和45年9月22日から施行する。

附則（平成2年3月22日） この変更内規は、平成2年3月22日から施行する。

附則（平成9年7月28日） この変更内規は、平成9年7月28日から施行する。

附則（平成16年3月16日） 委員会の名称を水理委員会から水工学委員会に改める。この変更内規は、平成16年3月16日から施行する。

附則（平成18年3月8日） この変更内規は、平成18年3月8日から施行する。

附則（平成18年5月9日 理事会議決） この変更内規は、平成18年5月9日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成29年9月22日 理事会議決） この変更規則は、平成29年9月22日から施行する。